

第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律	〔貸付決定〕といふ。)ごとに、当該貸付決定に係る法第四十四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合は、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
附 則 (令和元年六月一四日政令第二十七号)抄	4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
(施行期日)	5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
(施行期日)	6 法第四十四条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則 (昭和四四年一〇月三一日政令第三〇九三号)抄	附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号)抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号)抄	附 則 (令和元年一二月一五日政令第二〇九号)抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年二月八日政令第二十七号)抄	附 則 (令和元年三月三〇日政令第一三一号)抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年三月二三日政令第五七号)抄	附 則 (令和四年三月三〇日政令第一三一号)抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年一月一九日政令第九九号)抄	附 則 (令和元年六月一四日政令第二十七号)抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律

の整備に関する法律(第二号において「整備法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条から第五条まで、第七条及び第八条の規定 整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

一 略